

○文部科学省告示第五十一号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第五条の二の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月十九日

文部科学大臣 永岡 桂子

示
スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示の一部を改正する告示

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示（平成二十五年文部科学省告示第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の文 部科学大臣が指定する組織は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 マレーシアに主たる事務所が所在する団体である Asian Football Confederation</p> <p>三 六 「略」</p> <p>七 スイス連邦に主たる事務所が所在する団体である Fédération Internationale de Basketball</p>	<p>スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の文 部科学大臣が指定する組織は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 五 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。